

## 新宿区次世代育成転居助成要領

29 新都住居第 1337 号

平成 30 年 3 月 30 日

改正 平成 31 年 3 月 27 日 30 新都住居第 8171 号

### (目的)

第 1 条 この要領は、新宿区次世代育成転居助成要綱（以下「要綱」という。）に基づく引越し代等の助成に関して、必要な事項の細目を定め、これをもって円滑な事務処理を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 要綱各条に掲げる用語の意義は、以下の各号に定めるところによる。

- (1) この制度にいう「児童」とは、申請者又はその配偶者と民法（明治 29 年法律第 89 号）に規定する実親子又は養親子の関係にあるもの（子）をいう。予定登録申請時点で当該児童によって助成要件を満たすことになる子（以下「第一子等」という。）が出生予定（胎児）の場合は、本申請時点で出生していると判断できる場合（概ね出産予定日が 3 か月以内である場合）に限り児童とみなすことができる。書面により当該扶養関係が確認できないときは、社会通念上、真にやむを得ない事情による場合に限り、認めるものとする。
- (2) 要綱第 2 条第 2 号に規定する親族所有の住宅の除外については、原則として自己申告によるものとし、その旨の申出書を徴する。法人所有の賃貸住宅は、親族が当該法人の経営者となっている場合に限り親族所有の住宅とする。

### (助成対象世帯の資格)

第 3 条 要綱第 3 条第 1 項の各号にいう要件は、以下のように取り扱うものとする。

- (1) 要綱第 3 条第 1 項にいう「転居」とは、その事実を住民票の写しで確認できることを要する。
- (2) 要綱第 3 条第 1 項第 2 号イに該当する者は、その事実を官公署から発行・発給された公的な書類（戸籍全部事項証明書等）の写しの提出をもって確認できることを要する。予定登録申請時点で離婚予定の場合は、本申請時点で離婚が成立していると判断できる場合に限り認めることができる。予定登録申請時点で現に離婚又は配偶者と死別している場合は、離婚又は配偶者の死亡日から概ね 1 年未満の者を対象とする。書面により当該事実関係が確認できないときは、社会通念上、真にやむを得ない事情による場合に限り認めるものとし、その旨の申出書を徴する。
- (3) 要綱第 3 条第 1 項第 3 号に規定する所得要件の認定は、次のとおりとする。
  - ア 認定においては、1 月から 3 月の間に予定登録申請のあったものについては、前前年の所得により行う。4 月から 12 月の間に申請のあったものについては前年所得によるが、区市町村長が課税台帳を作成する期間（おおむね 6 月まで）については、区市町村長の発行する前前年の住民税課税（非課税）証明書等で、所得、所得の種類、扶養親族数及び各種控除を捕捉できるもの（以下「所得証明書」という。）を参考にし、その所得の種類に応じて前年分の源泉徴収票又は確定申告書の控え等により所得を把握する。この場合、必要に応じて、前年の所得証明書の発行が可能とな

った時点で当該証明書を徴し、記載された所得金額を確認することができる。

- イ 第3条第1項第3号に規定する年間総所得は、原則、所得税法（昭和40年法律第33号）の第22条の規定に準じ認定する。また、所得税法及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく分離課税による所得等がある場合は、当該所得を加えた金額とする。
  - ウ 他の同居世帯員の所得税法上の控除対象配偶者及び扶養親族として認定されていた者の所得並びに本制度により受給した助成金については、当該認定に係る年間総所得から除外することができる。
  - エ 世帯に複数の所得者がいる場合は、各々の所得額を合算する。ただし、1人の所得者の所得金額が赤字の際は、当該所得者の所得金額を0円とし、他の所得者と損益の通算はできないものとする。
  - オ 申請者世帯の所得者が、長期の海外滞在等により、所得要件を審査する根拠となる所得税法上の所得を証明できない場合は、当該申請は行えない。
- (4) 要綱第3条第1項第4号に規定する要件は、次のとおりとする。
- ア 予定登録申請及び継続申請の申請日において、前年度までの住民税を滞納していないことを要する。ただし、住民税納税証明書において給与所得に係る特別徴収の納期未到来（納期特例を含む）による未納がある場合については、滞納がないものとして取り扱うことができる。
  - イ 申請者世帯の所得者が、正当な事由により要綱第6条第1項第3号に掲げる納税証明書を提出できない場合は、その事実を証する書類をもって審査する。この場合の正当な事由とは、前年度の納税義務がなかった者（前々年中における長期の海外滞在等の事由による所得税法上の非居住者等）に該当する場合等をいい、その事実を証する書類は公的機関が発行する旅券等とする。
- (5) 要綱第3条第1項第11号に規定する要件は、当該世帯が経済的に自立していること（社会通念上主たる所得者となり得る立場の世帯員が、別居親族等の税法上の扶養となっていない等）に加え、世帯員同士の相互扶助により日常生活を営むことが可能であることを要する。
- 2 要綱第3条第1項第2号及び同条第2項に規定する要件は、その事実を住民票の写しで確認できることを要する。ただし、予定登録申請時点で出生から1年未満の児童においては、要綱第3条第2項中「区内に引き続き1年以上居住」とあるのは、「出生日から予定登録申請の日まで区内に引き続き居住」と読み替えることができる。
- 3 要綱第3条第2項に規定する要件は、児童及び児童と同居している親のうち1名以上（児童が胎児の場合は母親。）が、区内に引き続き1年以上居住していることを要する。
- 4 要綱第3条第3項に規定する世帯構成の変更のうち、世帯分離及び世帯合併については以下のとおり取り扱うものとする。
- (1) 正当な理由もなく配偶者と別居する申請であるもの等、社会通念上妥当性を欠く不自然なものは認められない。
  - (2) 要綱第6条及び第12条並びに第16条に規定する書類による審査で、前号の妥当性の有無を判断できない場合は、原則として申請者から自己申告による申出書を徴する。
  - (3) 夫婦が同居していない場合、双方の居住実態及び婚姻関係を証する書類を徴し審査を行い、助成対象住宅に児童が居住していることを条件に受給資格を認める。この場合の申請者は児童と同居する者とし、児童の税法上の扶養者であることを要しない。

所得の認定及び住民税の滞納の確認については双方の審査を要し、双方の所得を合算し審査する。

- (4) 世帯合併は、予定登録申請の時点で、申請者又はその配偶者との関係が次のいずれかに該当する者との世帯合併に限り認めるものとする。
    - ア 婚姻関係にあるもの
    - イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）に規定する実親子若しくは養親子の関係にあるもの又は兄弟姉妹
  - (5) 前 2 号のいずれかに該当する場合、要綱第 4 条第 1 項各号の規定は、申請者（児童と同居する者）が現に居住する住宅を対象とする。
- 5 要綱第 3 条第 3 項ただし書きの規定は、次のとおりとする。
- (1) 要綱第 3 条第 3 項に規定する「区長が特別な事情があると認める場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
    - ア 配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者（以下「DV 等被害者」という。）と認められるとき
    - イ アに掲げるもののほか、真にやむを得ない事情があると認められるとき
  - (2) DV 等被害者については、DV 保護命令（接近禁止命令）等に係る保護命令決定書の謄本及び確定証明書、ストーカー規制法に基づく警告等実施書面、児童扶養手当証書等の写しを徴したうえで判断する。
  - (3) 要領第 3 条第 5 項第 1 号ア又はイに該当する場合は、要綱第 3 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項の事実の確認は、官公署から発行・発給された公的な書類（児童扶養手当証書又は国民健康保険被保険者証等）の写しの提出をもって、要綱第 6 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項第 1 号並びに第 16 条第 1 項第 2 号に規定する「住民票の写し」に替えることができる。
  - (4) 要領第 3 条第 5 項第 1 号ア又はイに該当するときで、当該保護命令等に係る申立人（申請者等）と相手方が婚姻関係又は親子関係にあり、相手方と世帯を分離して転居する場合は、要綱第 3 条第 1 項第 3 号に規定する所得の認定及び同条第 1 項第 4 号に規定する住民税の滞納の確認については、相手方を除いた申請者世帯（申請者及び申請者と現に同居する者）のみの年間総所得及び納税状況で審査することができる。
- 6 要綱第 3 条第 4 項 4 号に規定する者とは、日本国に生活の本拠をにおいて在留し今後も定住する見込みがある場合で、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格で在留していた者が、相手方配偶者が死亡したこと又はこれと離婚したことによりその在留資格を変更した者とする。

（対象住宅の要件）

第 4 条 要綱第 4 条各項にいう要件は、以下のように取り扱うものとする。

- (1) 要綱第 4 条第 1 項ただし書きについては、別表 1 のとおり取り扱うものとする。
- (2) 要綱第 4 条第 2 項第 3 号に規定する新耐震設計基準が確保されているかの判断は、次のいずれかの提出をもって確認する。
  - ア 建築基準法の規定による建築確認検査済証の写し  
（検査済証がない場合は、台帳記載事項証明書の写し）
  - イ 耐震基準適合証明書の写し
  - ウ 住宅性能評価書の写し

(ただし耐震等級1級以上であること)

エ 住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する保険付保証明書の写し

オ 賃貸借契約時の重要事項説明書の写し

(ただし「建物の耐震診断の結果」の項目の耐震診断の有無の記載のあるもの)

カ 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であることが客観的に判断できる書類(別表2のとおり取り扱うものとする。)

キ その他、新耐震設計基準と同等の耐震性が確保された建物であることが客観的に判断できる書類

- (3) 要綱第4条第2項第4号に規定する面積の要件は、賃貸借契約書等に記載される面積が「専有面積」とある場合は全て壁芯面積とみなし、要綱別表2により算出される面積と比較して審査する。賃貸借契約書等に記載される面積が「専有面積」でない場合、又は面積の記載そのものが無い場合は、別途「転居後の住宅の面積を証明する書類又は申告書」を徴して審査する。判明した面積が内法面積であった場合は、これを0.95で除して得た数字を要綱別表2により算出される面積と比較して審査する。対象住宅の一部を事業用として使用する場合は、事業用部分を控除した面積で審査する。この場合も別途「転居後の住宅の面積を証明する書類又は申告書」を徴して審査する。
- (4) 要綱第4条第2項第4号及び同条第2項第5号に規定する面積及び家賃については、世帯合併を行う場合、世帯合併後の世帯人数とする。

(月額家賃の認定)

第5条 要綱第4条第2項第5号にいう「月額家賃」が賃貸借契約書に管理費等込みで表記されているものについては、その内訳を明らかにさせ、自己申告させる。対象住宅の一部を事業用として使用している場合は、直近の確定申告内容と同様の割合(又は事業用と居住用の面積比率)により算出した額を認定家賃とする。

2 月の途中において、助成対象住宅を退去する等により助成資格を喪失した場合は、予定登録申請時の転居前住宅の月額家賃と、助成取消月の日割家賃額(支払額)を比較し、家賃差額が生じた場合には、その差額のうち3万5千円を限度とし助成額とする。

(助成金の対象)

第6条 要綱第5条1項の各号にいう要件は、以下のように取り扱うものとする。

- (1) 要綱第5条第1項各号にいう「引越しに要した実費」については、転居時に荷物を運搬するにあたり、運搬を引越し業者(ただし、国土交通省の許可を得ていない違法業者を除く。)に依頼した場合にかかる次の費用を助成の対象とする。

ア 引越運送費用

イ アに附帯する荷造り及び荷解き等のサービス費用(ただし、家電等の撤去及び取付工事、電気工事、不用品の処分費用並びにハウスクリーニング費用を除く。)及び運送保険料

ウ 梱包に係る資材の購入費用(引越し業者から購入した段ボール等)

- (2) この制度にいう「引越し」とは、予定登録申請時の住所から本申請時の住所(以下「申請住所」という。)への転居をいい、複数回の引越しや申請住所以外の経由地等がある場合は認められない。ただし、助成対象部分と対象とならない部分の費用内訳が内訳書等で明らかになる場合はこの限りでない。

- (3) 助成対象住宅の一部を事業用として使用する場合は、引越しに要した費用は、直

近の確定申告内容と同様の割合（又は事業用と居住用の面積比率）により算出した額を助成対象額とすることができる。

（本申請）

- 第7条 要綱第6条第2項にいう本申請は、転居後の住民票上の「住定日（異動年月日）」以降になされることを要する。
- 2 第一子等が出生予定の状態ですべて登録の決定を受けた場合において、要綱第6条第2項中「転居後30日以内に」とあるのは、「登録有効期間内かつ児童の出生日から起算して30日以内に」と読み替えることができる。
  - 3 要綱第3条第1項第2号イに該当する申請者が離婚予定の状態ですべて登録の決定を受けた場合において、要綱第6条第2項中「転居後30日以内に」とあるのは、「登録有効期間内かつ離婚成立日から30日以内に」と読み替えることができる。

（添付資料）

- 第8条 要綱第6条各項に掲げる書類については、次のとおりとする。
- (1) 要綱第6条第1項第1号及び第2項第1号に掲げる住民票の写しは、1か月以内に発行されたものを有効とする。申請者が外国人の場合、「在留資格」、「在留区分」及び「在留期間」が記載されているものを要する。
  - (2) 要綱第6条第1項第2号に掲げる「住民税課税証明書」並びに「住民税非課税証明書」及び同項第3号に掲げる「納税証明書」については、申込世帯の税法上の扶養親族である者を除く世帯全員から提出を求め、また、未申告者には、申告を勧奨する。なお、1か月以内に発行されたものを有効とする。
  - (3) 要綱第6条第1項第4号及び同条第2項第2号に掲げる「建物賃貸借契約書」に関しては、通常使用される書式ではなく家賃領収証書等と兼用したもので、家主側の意向等のやむを得ない事情がある場合、当該証書等を契約書とみなし、家賃等の契約内容を確認する。また、「建物賃貸借契約書」の名義が助成申請者と異なる場合、名義人と申請者の関係が社会通念上不自然でない範囲内（配偶者等）で認めるものとする。
  - (4) 要綱第6条第1項第5号に掲げる「戸籍全部事項証明書」は、1か月以内に発行されたものを有効とする。申請者が外国人の場合、離婚に係る事実関係を確認できる公的書類（外国語表記の場合は翻訳証明付き）の提出をもって「戸籍全部事項証明書」に替えることができる。
  - (5) 要綱第6条第2項第5号に掲げる「引越し費用の支払を証する書類」は、予定登録決定日の翌日以降に、申請者又はその世帯員が支払ったことが明記されていることを要する。
  - (6) 各提出書類は、原則として住宅課窓口での原本確認を要する。
- 2 要綱第3条第1項第2号イに該当する申請者が予定登録及び本申請を申請する場合においては、次の各号のとおりとする。
- (1) 要綱第6条第1項第4号に掲げる「建物賃貸借契約書等」とは、民間賃貸住宅以外の対象住宅においては、登記事項証明書又は公営住宅使用許可書等とする。この場合、申請者と名義人の続柄が戸籍全部事項証明書等により確認できることを要する。要領別表1に規定する名義人を確認できる書類が提出された場合において、要綱第5条第2号に規定する基準家賃を用いて算出することができる。
  - (2) 要綱第6条第1項第5号に掲げる「戸籍全部事項証明書又は保護命令決定通知書等」

は、予定登録時に離婚等の事実を確認できない場合は、本申請時に変更後の世帯状況を証する書類の提出を要する。

(助成決定)

第9条 家賃差額助成世帯においては、転居日の属する月の翌月から起算して24か月目の月までを限度として助成対象者とする旨の決定を通知する。前述の内容のほか、助成金額についても要綱第9条第2項の「助成決定通知書」において通知する。

(登録有効期間)

第10条 要綱第10条第2項に規定する「真にやむを得ない事情にあると区長が認める場合」とは、要領第2条第1号に規定する児童が出生予定の状態ですべての予定登録をした場合において当初の助成予定登録決定の有効期間までに出生しなかったときや、要綱第3条第1項第2号イに該当する申請者が離婚予定の状態ですべての予定登録をした場合において離婚の成立に期間を要したとき、その他災害等申請者世帯の責めに帰さざる事由の場合に適用できるものとする。登録有効期間を延長する場合は、その旨を登録有効期間内に口頭又は文書により住宅課に報告したうえで、本申請の際に遅延した事実を証する書類（調停調書又は判決等の写し、戸籍全部事項証明書の原本、り災証明書等）の提出をもって確認する。

2 助成予定登録決定の有効期間の延長は、当該予定登録申請において1回に限り認められるものとする。

(変更)

第11条 要綱第11条から第13条までに規定する「速やかに」とは、事実があった日又は書類が到達した日から起算し原則として14日以内をいう。

2 予定登録後、離婚等により予定登録申請者以外の者が新たに申請者となる場合、要綱第12条に基づく「助成変更申請書（第8号様式）」を区長に提出しなければならない。この場合の助成期間は、当初決定時の残存期間を引き継ぐこととなる。

(助成金の請求)

第12条 要綱第13条に規定する「家賃の支払いを証する書類」とは、家賃の支払い方法によりその事実を確認できるもの（領収書、銀行振込明細書、自動口座振替の通知書等）をいう。支払者の名義が申請者と異なる場合、名義人と申請者の関係が社会通念上不自然でない範囲（配偶者等）で認めるものとする。

(支給時期)

第13条 助成金の支給に関しては、要綱第13条に規定する書類の提出を受けた後、速やかに支出手続きを行う。ただし、書類が正当な理由もなく定められた期日までに提出されなかった場合は、この限りではない。

(助成期間)

第14条 要綱第15条にいう助成期間は、要領第7条第2項を適用する場合においては、子の出生日に係わらず、転居日の属する月の翌月から2年間を限度とする。

2 要領第7条第3項を適用する場合においては、離婚が成立した日の属する月の翌月から2年間を限度とする。

(助成継続申請等)

第 15 条 要綱第 16 条第 1 項の各号に掲げる書類については、要領第 8 条及び第 12 条に準じて取り扱う。

- 2 要綱第 16 条第 1 項第 3 号の「住民税課税証明書」については、前年中に本制度により受給した助成金の確定申告が正しく行われているかを確認し、未申告者には申告をさせる必要がある。確定申告しなければならない場合とは、前年（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の受給額が 20 万円以上の場合をいう。
- 3 家賃差額助成世帯が、要綱第 16 条第 1 項の助成継続申請を正当な理由もなく指定された期日までに行わない場合、要綱第 18 条第 1 項第 4 号の規定により助成決定を取り消すものとする。

(禁止行為)

第 16 条 要綱第 17 条第 1 号に規定する「居住以外の目的に使用する」とは、居住の実態がなく、事務所や倉庫等に使用することをいう。

- 2 要綱第 17 条第 2 号にいう「転貸し」とは、有償無償にかかわらず、助成世帯以外の者に使用させることをいい、「使用権の譲渡」とは、使用名義人が自己の意思で専ら自己以外の者に使用させる目的で、使用権を譲渡することをいう。

(助成決定の取り消し)

第 17 条 要綱第 18 条第 1 項第 1 号に規定する「第 3 条及び第 4 条の要件を欠いたとき」とは、別表 3 のとおりとする。

- 2 要綱第 18 条第 1 項第 3 号に規定する「虚偽の申請又は不正の手段により」とは、居住地、所得及び世帯員等を偽って申し込み又は報告をし、助成決定を受けた場合をいう。
- 3 要綱第 18 条第 1 項第 5 号は、各種提出書類が定められた期日までに正当な理由もなく提出されない場合等をいう。その際、文書により期限を定めて督促を行うこととし、当該期日から 2 週間の猶予期間の後に取り消しを行うものとする。

(助成金の返還)

第 18 条 助成世帯は、要綱第 19 条第 1 項に該当する場合、助成金の返還をしなければならない。なお、同項第 2 号に規定する「区長が相当の理由があると認めるとき」とは、過払いなどによる返還の場合等をいう。

(新宿区災害時居住支援助成との併給)

第 19 条 要綱第 21 条に規定する要件は、助成対象住宅において新宿区災害時居住支援助成による家賃相当分の助成を受ける場合は、当該期間中、本制度による家賃差額助成は行わないものとする。なお、この場合本制度の助成期間の延長は行わない。

- 2 新宿区災害時居住支援助成による家賃相当分の助成が月の途中で開始又は終了する場合は、残りの期間においては日割り計算により支給できるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 30 年 4 月 1 日から 6 月 30 日の間に転居した申請者のうち、要綱第 6 条第 1 項に規定する予定登録申請を省略する場合において、要綱第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる転居前の住所地の住民票は「申出書兼同意書」の提出に替えることができる。

附則（平成 31 年 3 月 27 日 30 新都住居第 8171 号）

改正後の要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（要綱第 3 条・第 4 条、要領第 4 条関係）

転居前の住宅の 種別 名義人	民間賃貸 住宅	公的住宅	給与住宅	私宅及び親族 保有の住宅	短期間の滞在 を目的とした 住宅
本人名義(個人)	助成対象	助成対象	対象外	対象外	対象外
配偶者及び当該申請 における離婚等の相 手方名義(個人)	助成対象	助成対象	助成対象	助成対象	助成対象
本人に係る法人名義	対象外	—	対象外	対象外	対象外
配偶者及び当該申請 における離婚等の相 手方に係る法人名義	助成対象	—	助成対象	助成対象	助成対象
本人に係る親族 (血族)名義	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
配偶者及び当該申請 における離婚等の相 手方に係る親族(姻 族)名義	助成対象	助成対象	助成対象	助成対象	助成対象

別表 2（要領第 4 条関係）

住宅の 種別等	(い)	(ろ)
	賃貸借契約書等を以って要領 第 4 条 1 号アからオの書類に 替えることができる場合の竣 工年月日	
一戸建	昭和 57 年 6 月 1 日以降	申請者又は担当者が建築指導課で台帳 記載事項を照会し、当該住宅の確認済 証交付年月日が昭和 56 年 6 月 1 日以降 であることを確認する。
共同住宅等	昭和 61 年 6 月 1 日以降	申請者又は担当者が建築指導課で台帳 記載事項を照会し、当該住宅の確認済 証交付年月日が昭和 56 年 6 月 1 日以降 であることを確認する。



別表3（要綱第3条・第4条関係、要領第17条関係）

申込資格 (要綱第3条・第4条関係)	資格取消原因(例)
対象世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもが義務教育を修了し、児童ではなくなったとき。</li> <li>● 離婚等により子どもが助成対象住宅から退去したとき。</li> <li>● 所得税法上、児童を扶養しなくなったとき。</li> </ul>
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅以外の事業用等の用途に供したとき。</li> <li>● 契約者が申請者若しくは配偶者又は世帯員のいずれでもないとき。</li> <li>● 一部を事業用として使用している場合で、住戸専用部分の面積が要綱別表2に規定する面積要件を満たさなくなったとき。(ただし、子の出生及び加齢に伴う場合を除く。)</li> </ul>
民間賃貸住宅に居住	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区内の民間賃貸住宅から退去したとき。</li> <li>● 家賃を3か月以上滞納したとき。</li> <li>● 契約変更等により月額家賃が要綱別表3に規定する上限額を超えたとき。</li> </ul>
世帯の年間総所得が 要綱別表1に定める金額以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予定登録申請及び助成継続申請の時点で、世帯の前年の年間総所得金額が要綱別表1に定める金額を超えているとき。</li> </ul>
住民税を滞納していない	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 助成申請又は助成継続申請時に住民税を完納していないとき。</li> </ul>
生活保護法に基づく扶助を 受けていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保護を受け始めたとき。</li> </ul>
中国残留邦人等の円滑な帰国の 促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第 1項に規定する支援給付(中国 残留邦人等の円滑な帰国の促 進及び永住帰国後の自立支援 に関する法律の一部を改正す る法律附則第4条第1項に規 定する支援給付を含む。)を受 けていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受け始めたとき。</li> </ul>
生活困窮者自立支援法に基づ く生活困窮者住居確保給付金 を受けていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活困窮者自立支援法に係る住宅手当等を受け始めたとき。</li> </ul>
独立して日常生活を営める	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主たる所得者となり得る立場の世帯員が、別居親族等の税法上の扶養となったとき。</li> <li>● 親族その他これに準ずる関係ではない世帯と、共同で居住したとき。</li> <li>● 当該世帯が相互扶助によっても日常生活が営めなくなったとき。</li> </ul>